

(仮称)台東区次世代育成支援計画
骨 子 (案)

平成 26 年 3 月

(仮称)台東区次世代育成支援計画 骨子(案)

目次

第1部 次世代育成支援計画について	1
第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の性格・位置づけ及び期間	1
第2章 台東区の子育て環境	2
1. 人口等の推移	2
(1) 総人口・児童人口の推移	2
(2) 合計特殊出生率の推移	4
2. 子育て家庭の状況	5
(1) 世帯の状況	5
(2) 女性の就業率	5
(3) 保育園入所者数	6
(4) 要保護児童の状況	8
第2部 計画の考え方	9
1. 基本理念	9
2. 基本的な視点	9
3. 基本目標	10

第3部 計画の内容	1 2
. 子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項	1 2
1 . 教育・保育提供区域の設定	1 2
2 . 幼児期の学校教育・保育	1 2
3 . 地域子ども・子育て支援事業	1 3
4 . 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の 推進に関する体制の確保の内容	1 3
. 子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項	1 3
1 . 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の 円滑な利用の確保	1 3
2 . 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する 都道府県が行う施策との連携	1 4
3 . 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにする ために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	1 4
体系（案）	1 6
. 法定外の次世代育成支援事業	

第4部 計画の推進に向けて

- 1 . 計画の推進体制
- 2 . 計画の進行管理
- 3 . 関係機関との連携強化

資料編

第1部 次世代育成支援計画について

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

少子化、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化しています。また、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭の増加などにより、待機児童が増加しています。

このような状況に対応し、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会を始め社会全体で支援していくことが重要です。質の高い教育・保育の安定的な提供や地域における子ども・子育て支援の充実を図ることにより、全ての子どもが健やかに成長することができる社会に寄与することが必要とされています。

そこで、国は、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を始めとする、「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年度から子ども・子育て支援新制度をスタートすることと決定しました。そして、区市町村は、この新制度を円滑に実施するための「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが必要となりました。

台東区では、これまでも「台東区次世代育成支援地域行動計画（平成17年度から平成26年度）」に基づいて、次世代育成支援のための施策・事業に取り組み、9割以上の事業で目標を達成してきました。この間、親の就業形態や子どもの保育形態に関わらず、就学前の教育・保育の充実を図ってきました。さらに、待機児童ゼロを目指して、保育施設等サービスの拡充を実施してきましたが、保育需要は高まり続けており、待機児童数は増加傾向にあります。また、保護者が養育困難等で支援の必要な児童数も、この数年増加しています。

そこで、この度、区では、子育てのすばらしさを伝え、子どもと子育て家庭をまち全体で支えていくことを目的とした現行計画を引き継ぐ新たな計画を策定します。

2. 計画の性格・位置づけ及び期間

本計画は、平成26年度に終了となる次世代育成支援地域行動計画を引き継ぎ、今後の区の次世代育成支援施策の方向性や目標を総合的に定めるとともに、子ども・子育て支援法第61条に基づき、区の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等の円滑な実施に関して定める計画を含みます。計画の期間は、平成27年度から31年度までの5年間です。

同時に様々な分野の取組を総合的・一体的に進めるために、上位計画（台東区基本構想及び長期総合計画等）や関連計画（はばたきプラン21、障害福祉計画等）と整合性を持ったものとしています。

第2章 台東区の子育て環境

1. 人口等の推移

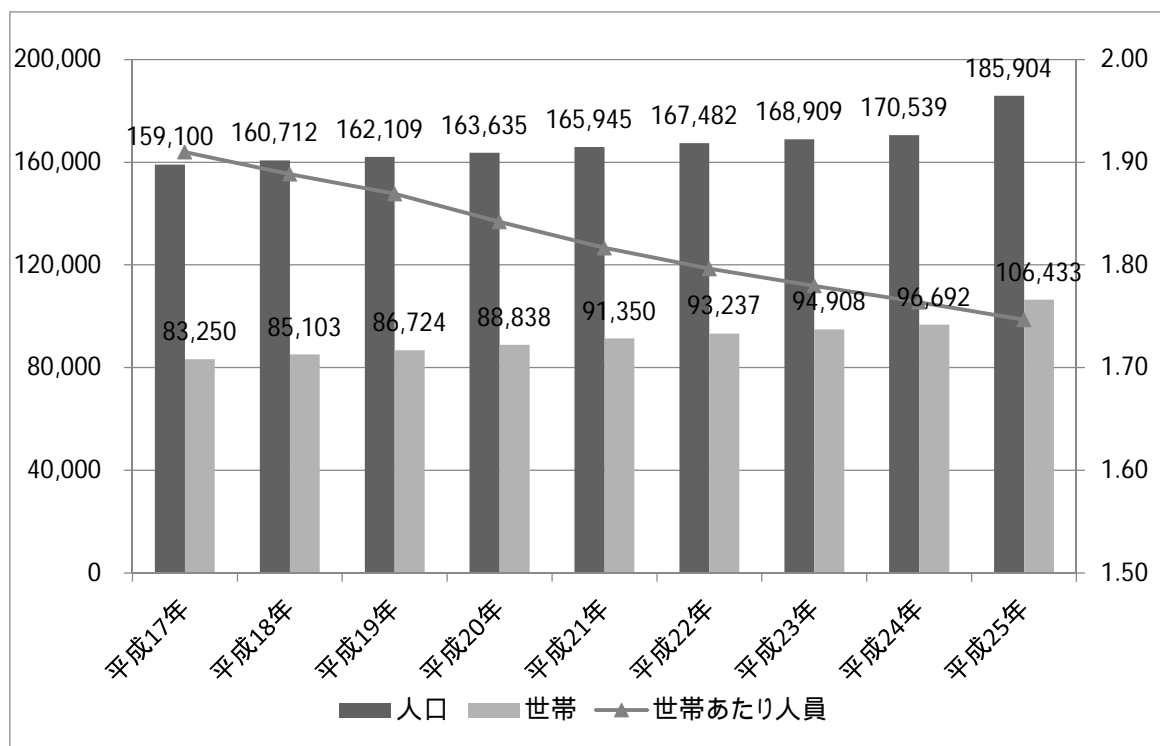
(1) 総人口・児童人口の推移

平成25年4月1日現在の台東区の人口は185,904人となり、ここ数年は増加が続いています。今後しばらくは、この傾向が続くと予測されます。

一方、世帯当たり人員は、年々微減傾向が続いています。

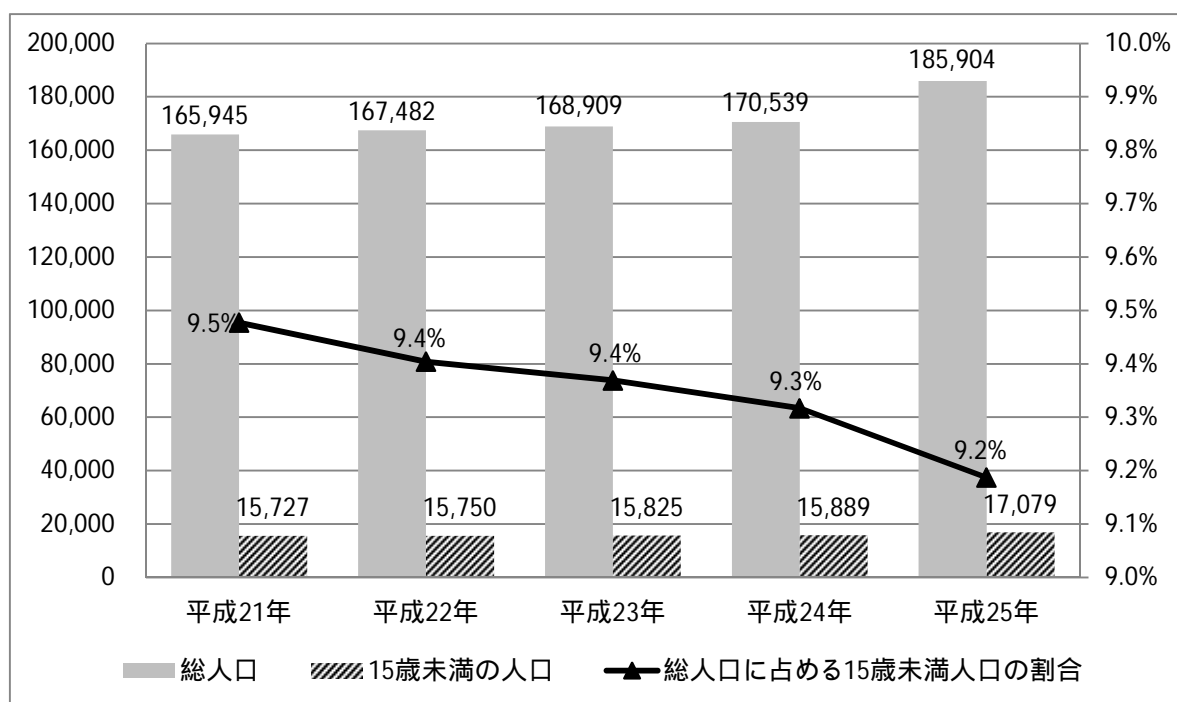
児童人口としては、0～5歳児の数が特に増加していますが、高齢者数の増加により、15歳未満の人口が、総人口に占める比率は減少傾向にあります。

世帯と人口の推移



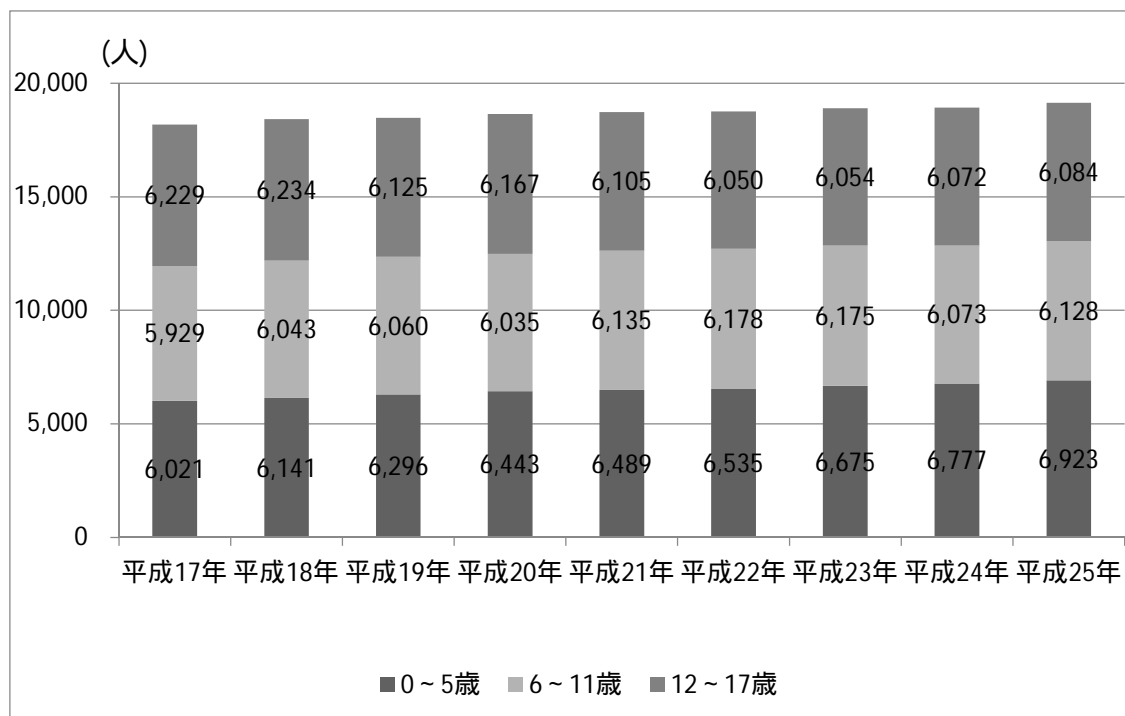
資料：台東区「住民基本台帳による世帯と人口」より
(平成25年から外国人を含む)

総人口に占める15歳未満人口の割合



資料:台東区「住民基本台帳による世帯と人口」より
(平成25年から外国人を含む)

18歳未満人口の推移



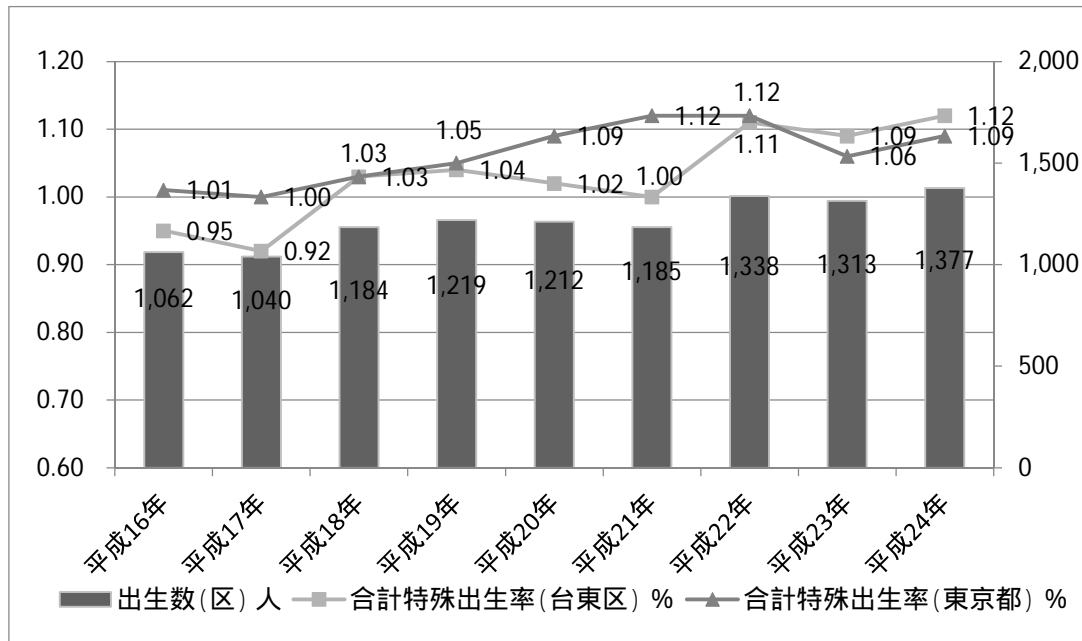
資料:台東区「住民基本台帳による世帯と人口」より
(平成25年から外国人を含む)

(2) 合計特殊出生率の推移

台東区の合計特殊出生率は、平成 24 年現在、1.12 と東京都平均の 1.09 を上回る数値となっています。

これまでの推移をみますと、平成 18 年に 1.0 を上回って以来、増減はあるものの、少しずつ上昇しています。前回の計画策定年の平成 21 年には、都平均を大幅に下回る水準となっていました。なお、全国平均値（平成 24 年 1.41）は、依然下回っています。

合計特殊出生率の推移



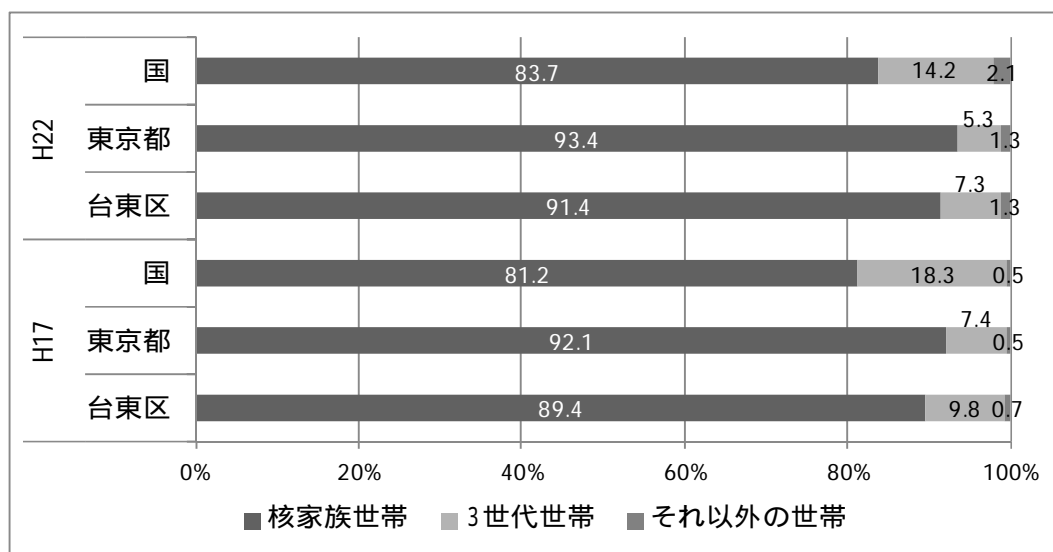
資料：東京都「人口動態統計」より

2. 子育て家庭の状況

(1) 世帯の状況

台東区における6歳未満の親族のいる家族の世帯類型は、核家族世帯が91.4%、3世代世帯が7.3%となっており、核家族化が進行しています。一方、区の3世代世帯割合は、全国平均の14.2%には及びませんが、東京都平均(5.3%)よりも高い数値となっています。

6歳未満親族のいる世帯類型



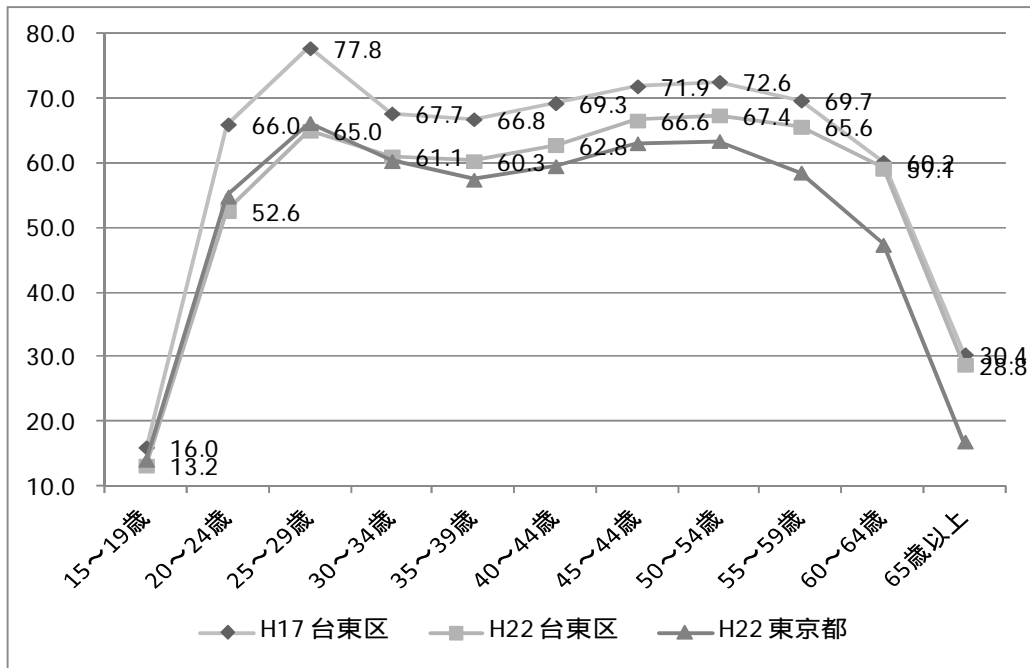
資料：「国勢調査」より

(2) 女性の就業率

平成22年国勢調査にもとづく台東区の女性の就業率は、30代以降の全ての世代で東京都の就業率よりも高くなっています。また、東京都と比較して、35～39歳以上の就業率の落ち込みがゆるやかになっています。

一方、平成17年国勢調査結果と比較すると、台東区、東京都とも同様に、60歳代以降をのぞき、全体に女性の就業率が低下しています。

女性の年齢階層別就業率



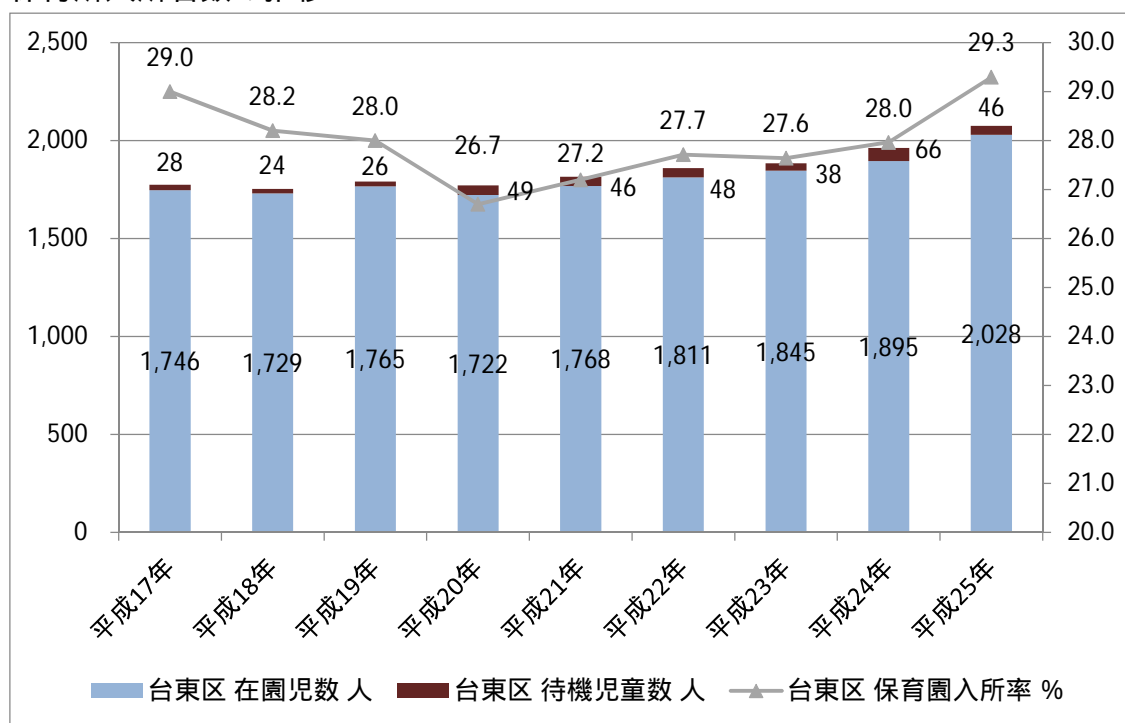
資料：「国勢調査」より

(3) 保育園入所者数

保育園入所率(保育園入所者÷0～5歳人口)は、平成25年4月1日現在29.3%となっています。平成20年の26.7%を境に、減少傾向が微増傾向に転じ、さらに、平成24年から一段の増加をみせています。

待機児童数については、認可保育所等の整備を進め、在園児数が伸びているにも関わらず、この数年ほとんど40人以上で推移しており、今後も保育需要の増加が見込まれます。

保育所入所者数の推移



資料：台東区「行政資料集」より

(参考)区立幼稚園児数等の推移

年度	3～5歳人口 (A)	園数	定員数 (B)	園児数 (C)	入園可能率 (B/A) (%)	入園率 (C/A) (%)
21	3,020	13	1,155	882	38.2	29.2
22	3,129	12	1,125	816	36.0	26.1
23	3,207	12	1,125	789	35.1	24.6
24	3,230	12	1,125	806	34.8	25.0
25	3,190	12	1,095	783	34.3	24.5

(注) 各年度5月1日現在

資料：台東区「行政資料集」より

(参考) 私立幼稚園児数の推移

年度	3～5歳児 人口(A)	区内私立 幼稚園児数(B)	区外私立 幼稚園児数(C)	合計(D=B+C)	就園率(C/A)
21	3,020	841	130	971	32.2
22	3,129	878	138	1,016	32.5
23	3,207	904	160	1,064	33.2
24	3,230	906	166	1,072	33.2
25	3,190	852	139	991	31.1

資料：教育委員会庶務課

(4) 要保護児童の状況

児童虐待の相談件数は、増加傾向にあります。見守りを終了できる児童もいますが、年度を越えて関わっている要保護児童数は、増加の一途をたどっています。

新規虐待相談件数

年度	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	虐待非該当	計
20	16	7	0	3	11	37
21	35	11	2	7	25	80
22	74	13	5	2	22	116
23	93	40	1	27	101	262
24	114	31	3	32	54	234

資料：子育て支援課

受け持ち要保護児童数

年度	前年度からの 継続数	新規登録数	見守り終了数	年度末登録数	年間登録数
20	122(77)	86(53)	102(61)	106(69)	208(130)
21	106(69)	75(48)	69(44)	112(73)	181(117)
22	112(73)	190(116)	88(53)	214(136)	302(189)
23	214(136)	223(143)	169(101)	268(178)	437(279)
24	268(178)	273(153)	215(129)	326(202)	541(331)

資料：子育て支援課

第2部 計画の考え方

1. 基本理念

台東区には、家庭と地域が一体となって子育てへ関わる土壌があります。社会の動向は、少子化が進行する中、家庭や地域での子育てへの幅広い支援が求められています。

台東区は、子どもの幸せを第一に考え、地域社会全体ですべての子育てを支えていくとともに、子育てに対する喜びを感じる機会を大切にし、そして、それを伝えあいながら、互いに子どもの育ちへの喜びを共感できるまちを目指します。

また、子ども自身が、子どもとしての生活の楽しさや、家庭を築く喜びを実感しながら、次代の親になる存在として成長していける仕組づくりを目指します。



子どもたちの笑顔にあふれ、にぎわいと活力のまち・たいとう
～子どもの育ちを喜び、見守るまちを目指して～

2. 基本的な視点

基本的な視点は、基本理念の実現に向け、施策や個別事業を実施するにあたって、分野横断的に計画全体を貫くものとして位置づけます。

子育てに関わる3つの主体（子ども・親・地域）を明確に示し、それぞれの立場に立って、区内の子育て環境の充実を目指すという考えのもと、次の3項目を基本的な視点とします。

なお、行政については、これら主体を下支えする存在として位置づけます。

視点1 次代を担う子どもの成長と自立を支援する

子どもは豊かな人間性を育みながら社会のルールを身につけ、自立した社会人として成長します。

一方で、家庭や地域社会等の様々な要因により、身体的な成長と精神発達のアンバランスを抱えている子どもが増えており、次代を担う子どもの育ちを不安視する声もあります。

そこで、次代を担う子どもの成長と自立を支援する視点に立った施策を推進します。

視点2 親がゆとりを持って子どもを生き育てることができる環境を整備する

親が子どもを安心して生き育てていくために、これまで職場における様々な休暇制度の法定化やその導入などを通して、時間的にゆとりをもった子育て環境の整備に関する施策が進められてきました。

また、日々の育児負担を軽減するための様々な取組や、親の身体的・精神的なゆとりの確保を重視した子育て支援施策を進めています。

このように、親が心身ともにゆとりを持って子どもを生き育てることができる環境を整備する視点に立った施策を推進します。

視点3 地域の様々な人々が参加し、一体となって子育てを応援する

少子化や核家族化が進行する中、子ども同士の触れ合う機会や異年代交流の場が減少し、家庭や地域の子育て機能が低下しています。

一方で、台東区には地域と家庭が一体となって子育てへ関わる土壌があります。

そこで、地域の様々な人々が参加し、それぞれの立場で区内の子育て環境の充実を目指し、子育てを見守り、応援する視点に立った施策を推進します。

3. 基本目標

本計画は、基本理念を実現するために、基本的な視点を踏まえて、次の5つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図っていきます。

基本目標1 安心して子どもを生き健やかに育てられる環境を整備する

すべての親が安心して妊娠・出産を迎えることができるよう、妊娠出産・育児等の正確な知識を習得できる機会の提供や、出産前後の負担の軽減を図るとともに、その後も子どもの成長段階に応じて安心して子育てができるよう、乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健康診査等を実施し、親子の健康の確保に努めます。また、子育ての不安や、孤立感を和らげるため、各種相談事業に取り組んでいきます。

さらに、子どもが安心して医療機関にかかれる体制の確保に努めます。

基本目標2 教育・保育の質と量を充実する

社会情勢の急激な変化のなかで、多様化する保育サービスの需要に対応できるよう、保育サービスの充足や質の確保に努めます。子どもが健全に育っていけるように、家族形態や養育環境に関係なく、すべての子育て家庭のもつ保育ニーズに対応できるよう、低年齢児保育や保育時間の延長等、乳幼児保育サービスの充実や、

こどもクラブの学年延長を始めとした放課後の安全な居場所づくり等の学齢期における支援に取り組んでいきます。

また、保育園・幼稚園・こども園が連携して幼児教育に取り組むとともに小学校への円滑な接続を目指すこととしています。

基本目標3 子どもや親の学びと遊びの場を実現する

乳幼児期は子どもが生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、就学前の教育・保育の充実を図ります。

基礎学力の定着・向上や個に応じた教育活動の展開など、学校教育の充実に努めます。また、他人を思いやる心などを身に着け、自己を確立できるよう、学校内外においてスポーツや文化芸術活動など多様な体験の活動を提供します。

子どもが安心して遊べるよう、公園や児童館等の整備などにも努めます。

基本目標4 子育て支援環境の充実を図る

子育てをしながら仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれた人生が実現できるよう、各種啓発活動に基づく雇用環境づくりと合わせて、医療費助成や児童手当等による子育ての費用負担の軽減に取り組んでいきます。

また、配慮を必要とする子どもや家庭に対しては、関係機関のネットワーク化を進めることで、個別のニーズに応じた支援を充実させていきます。

子育てに関する情報提供と人のつながりを強化するために、子育てや保健サービスに関する情報や就業情報の提供等、ニーズにあった情報提供の検討や専門的な相談の場の充実に努めます。

基本目標5 子どもが安心して安全に育つ環境をつくる

子育ての過程で発生する児童虐待については、虐待に対するケアだけでなく、虐待の未然防止のため育児不安を持つ保護者への相談支援や啓発活動に取り組んでいきます。

子どもが安心してその地域で生まれ育っていくために、子どもの権利を擁護していくとともに、携帯電話やインターネットも含めて犯罪に巻き込まれたりすることの無いよう安全確保に努め、防犯対策が充実した環境づくりに取り組んでいきます。

また、安心して安全に子育てができるよう、各関係機関との連携のもと子育て環境のバリアフリー化や交通安全等の確保に努めます。

第3部 計画の内容

子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項

1 教育・保育提供区域の設定

区は、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に異動することが可能な区域（注1）（「教育・保育提供区域」）を設定。

台東区は、「1」とする。

2 幼児期の学校教育・保育

（1）幼児期の学校教育・保育の量の見込み

区は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定める。

区に居住する子どもについて、「現在の認定こども園、幼稚園、保育所、保育ママ、認可外保育施設等の利用状況（注2）」に、「利用希望（注3）」を踏まえて設定。

保育の必要性の認定の区分

3 - 5歳、幼児期の学校教育のみ

3 - 5歳、保育の必要性あり

0 - 2歳、保育の必要性あり

年齢区分

（2）幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

区は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設（注4）及び地域型保育事業（注5）による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を教育・保育施設、地域型保育事業の別に設定。

区は、計画期間について、「量の見込み」に対応するよう「確保の内容」を定め、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を整備。

3 地域子ども・子育て支援事業

区は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における下記（１）から（１１）までの「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を、居住する子どもの「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定する。

区は、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定。

- （１）利用者支援に関する事業
- （２）時間外保育事業（延長保育）
- （３）放課後児童健全育成事業（こどもクラブ）
- （４）子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）
- （５）乳児家庭全戸訪問事業
- （６）養育支援訪問事業及び要保護児童対策協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
- （７）地域子育て支援拠点事業（子ども家庭支援センター）
- （８）一時預かり事業
- （９）病児保育事業
- （１０）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
- （１１）妊婦に対して健康診査を実施する事業
- （１２）実費徴収に係る補足給付を行う事業
- （１３）多様な主体が本制度に参入することを促進する事業

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方、質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策、幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組の推進、保幼小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携に関することを記載する。

子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項

1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備する。

2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実等について、都が行う施策との連携、及び区の実情に応じた施策を定める。

3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し、及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、区の実情に応じた施策を定める。(労働者、事業主、住民の理解促進・具体的な実現方法の周知のための広報・啓発、好事例の収集・提供等)

法定外の次世代育成支援事業

第4部 計画の推進に向けて

- 1. 計画の推進体制**
- 2. 計画の進行管理**
- 3. 関係機関との連携強化**

資料編

語句説明

<p>注 1</p>	<p>区域について</p> <p>国の基本的な考え方</p> <p>地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものであること。</p> <p>地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。</p> <p>教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。</p> <p>区が区域を 1 とする主な理由</p> <p>幼稚園については、自宅に近いということだけではなく、各幼稚園の教育方針などで選択する保護者も多いことから、様々な地域から子どもが通園している。このため、区域を複数に分けることは、現在の幼稚園の利用実態と異なることとなる。</p> <p>保育施設については、自宅に近いということのほか保護者の通勤経路から選択することが考えられ、区内に複数の区域を設定しても自宅と利用施設の区域が一致しないケースも多くなることが想定される。</p>
<p>注 2</p>	<p>利用状況</p> <p>先に実施したニーズ調査に該当項目があるので、その結果を踏まえる。</p>
<p>注 3</p>	<p>利用希望</p> <p>先に実施したニーズ調査に該当項目があるので、その結果を踏まえる。</p>
<p>注 4</p>	<p>教育・保育施設</p> <p>認定こども園、認可保育所、幼稚園</p>
<p>注 5</p>	<p>地域型保育事業</p> <p>家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育</p>

基本理念：子どもたちの笑顔にあふれ、にぎわいと活力のまち・たいとう ～子どもの育ちを喜び、見守るまちを目指して～

基本的な視点1
次代を担う子どもの成長と
自立を支援する

基本的な視点2
親がゆとりを持って子どもを
生み育てることができる環境を
整備する

基本的な視点3
地域の様々な人々が参加し、
一体となって子育てを応援する

基 本 目 標	施 策 の 展 開	事 業 例 (太 字 は 法 定 事 業 (... 必 須 、 ... 任 意))
1. 安心して子どもを生み健やかに育てられる環境を整備する	(1) 妊娠・出産に対する支援	ハローベビー学級、 妊婦健康診査 、 乳児家庭全戸訪問事業 、育児支援ヘルパー
	(2) 母子保健の推進	乳幼児健診、アレルギー専門相談、育児相談、子育てママの健康診断、水泳訓練教室、小児生活習慣病予防検診
	(3) 小児医療の充実	かかりつけ医・歯科医・薬局の定着促進、小児初期救急体制の充実
2. 教育・保育の質と量を充実する	(1) 教育・保育施設の整備	認定こども園 、 幼稚園 、 保育所 、 家庭的保育 、 小規模保育 、 居宅型訪問保育 、 事業所内保育
	(2) 多様な保育サービスの充実	延長保育事業 、 子育て短期支援事業 、 一時預かり事業 、 病児・病後児保育事業
	(3) 教育・保育サービスの質の向上	教育・保育に関わる人材の育成・養成・研修、福祉サービス評価事業
	(4) 学齢期の放課後支援	こどもクラブ 、 児童館中高生タイム 、 商店街振興事業 を活用した放課後の居場所づくり
3. 子どもや親の学びと遊びの場を実現する	(1) 就学前教育の推進	幼児共通カリキュラムの推進
	(2) 学ぶ環境の整備	環境教育・学習、国際理解教育、文化教育、読書活動推進
	(3) 次世代に親となる子どもへの教育啓発	乳幼児とのふれあい事業、青少年教育の推進、中学校職場体験
	(4) 安心できる遊び場の整備	公園、児童館、出前児童館活動
4. 子育て支援環境の充実を図る	(1) ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	お父さんのための土曜講座、 区内企業等に対する意識啓発及び情報提供 、 男女共同参画の推進
	(2) 経済的負担の軽減	児童手当 、 実費徴収に係る補足給付を行う事業 (認証保育所保育料助成 、 私立幼稚園保護者補助等)
	(3) 配慮を必要とする子どもや家庭への支援	ひとり親医療費助成制度、移動支援事業、心身障害児療育
	(4) 子育てに関する情報提供と人のつながりの強化	利用者支援 、 ファミリー・サポート・センター 、 地域子育て支援拠点事業
5. 子どもが安心して安全に育つ環境をつくる	(1) 子どもの権利擁護	24時間電話相談
	(2) 児童虐待の未然防止	要保護児童支援ネットワーク 、 養育支援訪問事業 、 オレンジリボンキャンペーン 、 里親啓発事業
	(3) 交通安全・防犯対策の強化	「子どもの安全」巡回パトロール、安全・安心電子飛脚便、防犯設備設置費助成
	(4) 子育て環境のバリアフリー化	交通バリアフリー化の促進、福祉のまちづくりの推進

教育・保育の量の見込み（平成27年度～31年度）

		27年度			28年度			29年度			30年度			31年度		
認定区分（ ）		1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定
量の見込み		***人	***人	***人	***人	***人	***人	***人	***人	***人	***人	***人	***人	***人	***人	***人
確保 方 策	特定教育・保育施設 ・認定こども園 ・保育所 ・幼稚園	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	(確認を受けない幼稚園)	人			人			人			人			人		
	特定地域型保育事業 ・小規模保育 ・家庭的保育 ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育			人			人			人			人			人
	認可外保育施設 ・認証保育所 など		人	人		人	人		人	人		人	人		人	人
0歳～5歳の児童 人口推計合計		***人			***人			***人			***人			***人		

認定区分... 1号認定（3～5歳・保育の必要性なし）、2号認定（3～5歳・保育の必要性あり）、3号認定（0～2歳・保育の必要性あり）

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（平成27年度～31年度）

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		
	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	量の見込み	確保方策	
利用者支援	**か所	か所	**か所	か所	**か所	か所	**か所	か所	**か所	か所	
延長保育事業	****人	人	****人	人	****人	人	****人	人	****人	人	
放課後児童健全育成事業【放課後児童クラブ】											
	(低学年)	****人	人	****人	人	****人	人	****人	人	****人	人
	(高学年)	****人	人	****人	人	****人	人	****人	人	****人	人
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	***人日	人日	***人日	人日	***人日	人日	***人日	人日	***人日	人日	
乳児家庭全戸訪問	****人	実施体制： 人	****人	実施体制： 人	****人	実施体制： 人	****人	実施体制： 人	****人	実施体制： 人	
養育支援訪問事業	***人回	実施体制： 人	***人回	実施体制： 人	***人回	実施体制： 人	***人回	実施体制： 人	***人回	実施体制： 人	
地域子育て支援拠点事業	***人日	か所	***人日	か所	***人日	か所	***人日	か所	***人日	か所	
一時預かり事業(在園児対象型)	***人日	人日	***人日	人日	***人日	人日	***人日	人日	***人日	人日	
	(1号認定による利用)	***人日	人日	***人日	人日	***人日	人日	***人日	人日	***人日	人日
	(2号認定による利用)	***人日	人日	***人日	人日	***人日	人日	***人日	人日	***人日	人日
一時預かり事業(在園児対象型を除く)、 子育て援助活動支援事業【ファミリー・サ ポート・センター】(病児・緊急対応強化 事業を除く)、子育て短期支援事業(トワ イライトステイ)	***人日	人日	***人日	人日	***人日	人日	***人日	人日	***人日	人日	
	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	***人日	人日	***人日	人日	***人日	人日	***人日	人日	***人日	人日
	子育て援助活動支援事業 【ファミリー・サポート・センター】 (病児・緊急対応強化事業を除く)	***人日	人日	***人日	人日	***人日	人日	***人日	人日	***人日	人日
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	***人日	人日	***人日	人日	***人日	人日	***人日	人日	***人日	人日
病児保育事業、子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	***人日	人日	***人日	人日	***人日	人日	***人日	人日	***人日	人日	
	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	***人日	人日	***人日	人日	***人日	人日	***人日	人日	***人日	人日
	子育て援助活動支援事業 【ファミリー・サポート・センター】 (病児・緊急対応強化事業を除く)	***人日	人日	***人日	人日	***人日	人日	***人日	人日	***人日	人日
子育て援助活動支援事業(就学後) 【ファミリー・サポート・センター】	***人日	人日	***人日	人日	***人日	人日	***人日	人日	***人日	人日	
妊婦健診	****人 ****回	実施場所： 病院、診療 所、助産院 実施体制： 人 検査項目： 実施時期：	****人 ****回	実施場所： 病院、診療 所、助産院 実施体制： 人 検査項目： 実施時期：	****人 ****回	実施場所： 病院、診療 所、助産院 実施体制： 人 検査項目： 実施時期：	****人 ****回	実施場所： 病院、診療 所、助産院 実施体制： 人 検査項目： 実施時期：	****人 ****回	実施場所： 病院、診療 所、助産院 実施体制： 人 検査項目： 実施時期：	

1号認定による一時預かり事業の利用...幼稚園における在園児を対象とした一時預かり